

## 社会福祉法人阿望仔 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人阿望仔（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (評議員の報酬)

第2条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員が評議員会に出席した時は、交通費の実費を弁償する。

2 評議員が評議員会以外で、法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、業務を執行するために要する費用及び交通費の実費を弁償する。

### (理事の報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した時は、交通費の実費を弁償する。

2 理事長に対しては、月額5万円～20万円の範囲内で、評議員会で議決された金額を報酬として支払うことができる。

3 理事長が理事会以外で、法人及び施設運営のために、その業務にあたった場合は、業務を執行するために要する費用及び交通費の実費を弁償する。

4 理事が理事会以外で、法人及び施設運営のために、その業務にあたった場合は、業務を執行するために要する費用及び交通費の実費を弁償する。

### (監事の報酬)

第4条 監事が理事会に出席した時は、交通費の実費を弁償する。

2 監事が法人又は施設の指導監査への立ち会い及び運営状況を指導、監査の業務にあたった場合は、交通費の実費を弁償する。

### (適用除外)

第5条 施設の職員で理事を兼務するものは、第3条に定める報酬を適用しない。

### (規程の変更)

第6条 この規程の変更は評議員会が決議する。

### (付則)

この規程は、2017年4月1日より施行する。

この規程制定に伴い、2012年3月19日に改定施行された「役員報酬規程」を廃止する。